

船橋市旅券事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)の規定により本市が処理することとされた旅券法(昭和26年法律第267号。以下「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号。以下「省令」という。)に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務(以下、「旅券事務」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(取扱窓口)

第2条 旅券事務を取り扱う窓口(以下、「取扱窓口」という。)は、船橋駅前総合窓口センターに設置し、呼称として「船橋市パスポートセンター」を使用するものとする。

(取扱日時)

第3条 旅券事務の取扱日時は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

事務の区分	取扱日時	
申請	月曜日から金曜日	午前9時から午後4時30分まで
交付	月曜日・水曜日・金曜日・日曜日	午前9時から午後4時30分まで
	火曜日・木曜日	午前9時から午後6時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(ただし、当該休日が日曜日の場合を除く)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「閉庁日」という。)は旅券事務を取り扱わない。

(対象者)

第4条 取扱窓口を利用できる者は、日本国籍を有するものであって、次の各号

のいずれかに該当する者とする。

(1)船橋市の住民基本台帳に記録されている者

(2)千葉県内各市町村の住民基本台帳に記録されている者

(3)千葉県内の市町村の住民基本台帳に記録されていないが、千葉県内の市町村に居住している者

(申請から交付までの日数)

第5条 一般旅券の交付を開始する日は、次のとおりとする。ただし、日曜日、土曜日及び閉庁日並びに申請を受理した後に申請内容を補正する場合において当該補正のために要する日は、当該期間に算入しないものとする。

申請の区分	交付開始日
一般旅券の発給の申請	申請を受理した日から起算して9日を経過する日

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。